

住民監査請求に係る監査結果の公表

かほく市監査委員告示第2号

地方自治法第242条第4項の規定により、令和元年10月3日付けの住民監査請求に係る監査の結果を決定し、請求人に通知したので、次のとおり公表する。

令和元年12月2日

かほく市監査委員 黒田 太喜雄

かほく市監査委員 杉本 正一

住民監査請求に係る監査結果について

別紙のとおり

住民監査請求による監査結果

かほく市監査委員

目 次

第 1 請求の受付		
1 請求人	1
2 請求書の提出日	1
3 請求の内容	1
4 受理要件審査	2
第 2 監査の実施		
1 監査対象部課	2
2 監査の方法	2
3 請求人の証拠の提出及び陳述	2
4 関係職員等の陳述	4
5 関係人の陳述	8
6 論点整理	10
第 3 監査の結果		
1 事実関係の確認	11
2 判 断	11
第 4 付 言		
1 請求人に向けて	12
2 かほく市に向けて	12

資料 請求人から提出されたかほく市職員措置請求書

(個人情報の表記を変更し原文のまま。 事実証明書類は省略)

住 民 監 査 請 求 監 査 結 果

第 1 請求の受付

1 請求人

かほく市 氏名（省略）

2 請求書の提出日

令和元年10月3日（木）

3 請求の内容

請求人提出のかほく市職員措置請求書により請求人が主張する請求（以下「本件請求」という。）の要旨は次のとおりである。

- （1）平成30年度の七窪地区の加茂田橋付近で実施された臭気調査（以下「本件調査」という。）は、法令違反（測定条件に合致していない）の状態での測定され、業務が完了し、公金を支出している。
- （2）本件調査の結果は、すべて特定悪臭物質が検出限界値未満の微量であったことは、測定条件が調査前の条件に合致していないから、適正な数値が出ず測定に失敗している。
- （3）臭気調査が開始された平成21年度から平成30年度まで10回調査を実施しているが、いずれも法令違反から脱しない形で測定されている。
- （4）令和元年の臭気調査にあたっては、法令等の測定条件に合致した測定を行い、正しい測定値を導きだし、正しい測定値でない場合は再測定を求める。

事実を証する書面（内容掲載を省略）

1. 無駄な支出を生み出した法令違反のある臭気調査（悪臭測定）とするにいたる事実
2. 平成30年度市環境測定記録
3. 平成30年度市環境測定業務委託分の公金支出記録
4. H29年度さくら町会から七窪区への悪臭観測結果をふくむ悪臭改善要望書
（悪臭発生の具体的な発生日時、悪臭強度を明記して区経由、市へ要望）
5. 悪臭防止法（第11条および第12条を抜粋）
6. 悪臭防止法通達（環大特48号、95号、31号及び58号を抜粋）
7. 行政相談員への相談資料

- (市の測定の法令違反を相談し、相談員から市に電話で説明してもらう)
8. におい・かおり環境協会及び安曇野市の畜産悪臭原因分析、対応解説資料
 9. 七窪区悪臭アンケート結果（H30.10七窪区から市に提出）
 10. 市へのご意見・ご提案1及び市からの回答文書
(市へ悪臭測定の問題点を意見、対応を提案)
 11. 市議会へ陳情書及び令和元年度第2回定例会会議録（会議録は抜粋）
(市議会へ違法と思われる悪臭測定の違法性判断と対応を陳情)
 12. 市へのご意見・ご提案2及び市からの回答文書
(市へ過去の測定が全て法令違反と思われる旨を意見、対応を提案)
 13. 市悪臭測定サンプル捕集日、請求者悪臭観測日の気象庁データと分析
 14. 悪臭測定時の風速分析結果
 15. H29年度迄の環境省の悪臭防止法施行状況調査記録（抜粋）
 16. 臭気対策行政ガイドブック（抜粋）

4 受理要件審査

監査の実施にあたり、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項の受理要件に適合しているかについて審査した結果、具備しているものと認め、令和元年10月9日付で受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象部課

市民生活部防災環境対策課を監査対象とした。

2 監査の方法

措置請求書、請求人、関係職員等、関係人の陳述及び事実を証する書面を検証するとともに、監査対象部課に関係書類等の提出を求め、これを精査して行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

令和元年10月29日に法第242条第6項に基づき請求人に陳述の機会を設けたところ、陳述書及び追加資料が2点提出された。

事実を証する書面（内容掲載を省略）

- ・ 悪臭防止法（第4条および第8条を抜粋）及び通知環水大大発第120402001号－3号
- ・ 広報「かほく」平成30年1月号（P23抜粋）〈事業者の市への貢献事例〉

陳述概要

- ・ かほく市が臭気調査として七窪地区の加茂田橋付近にて平成21年度から平成30年度まで10回に渡り実施した悪臭測定が、法令違反の状況で測定されている。今回の監査対象である本件調査は請求人の要望を聞き、測定方法の一部が見直されたが、なお、要望の意味を完全に理解されず、法令違反のまま測定されていることが、その測定環境や測定結果を検証した結果明らかになった。法令違反による測定の支出が公金の無駄な支出となっている。
- ・ 本件調査の結果、全ての特定悪臭物質量が検出限界値未満の微量であり、法令を知っていれば一目で測定が失敗していることが分る。「通達にある測定前の悪臭確認結果は？」と聞きたくなる程のものであり、測定値は使い物にならず、無駄な公金支出である。
- ・ 平成30年6月に情報公開請求し、本件調査の測定結果を閲覧した結果、悪臭測定値は下回っていたものの、大変な疑問を感じた。市は悪臭測定を日中に行っていた。毎年七窪区からの一貫して夕方以降の臭いが強いとの要望を完全に無視されていた。
- ・ 悪臭が夕方以降強いことは平成29年度実施した悪臭観測記録（請求人の記録）から明らかで、平成30年度の七窪区悪臭アンケートでも明らかである。法令通達では悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「悪臭法」という。）第4条の規制基準を適用する測定は、気象状況等が被害発生時と同じ状況で行うとあり、法令違反が明らかにもかかわらず、市はなぜ悪臭の一番弱い日中に測定しているのか疑問である。
- ・ また、測定業者が、悪臭法第12条の指定事業者であれば、当然悪臭法に詳しいはずであり、実施している測定が区民の苦情と同等の臭いがしていないことが法令違反であることを認識しているはずであり、なぜ市に対して正しい測定を提言されなかったのか大きな疑問である。
- ・ 平成31年2月に情報公開に基づき平成30年度の臭気調査結果を閲覧した結果、平成30年8月23日20時15分に測定されていた。結果はこれまでの日中測定より良い値で、市の誰もが夕方測定は大気が安定状況であるための一つの要因に過ぎず、快晴又は曇天で無風であること等、他の要因があることを全く理解していなことを知った。その値となった原因が、台風が近づいていて、風が強すぎたため、請求人の悪臭観測10回の中でもっとも強い風速より1.5倍以上も強い状況であった。
- ・ 本件請求ではこの測定時に通達にある「被害が発生したときと同等又は類似しているとみられる強さの臭気を感じられること及びその変動状況をあらかじめ数分間確認したうえ

で、当該臭気を感じられるときに、試料ガスを採取すること」の実施が不十分であり、臭気調査で行われた悪臭測定が法令違反であることの実をあげている。また、七窪区アンケートで55%が不満を表明している等、悪臭苦情が続く中で測定値が規制値内である場合、規制値が「住民の大多数が悪臭による不快感をもつことがないような濃度の範囲として定められたもの」に違反し、規制値の見直しが必要である。

- ・ このような測定結果では、令和元年度も市の悪臭測定が法令違反となる可能性が高い旨を訴え、併せて規制値変更が必要な旨、平成30年度末に市に対しご意見・提案用紙にて訴えたが、法令違反していないとの市からの回答であった。
- ・ 住民苦情を受けた歴代区長の必死の要望に対し、法令違反の測定値を基に答えられ、必要な規制値の見直しもされていない。七窪、宇野気、宇気、内日角、白尾、秋浜、浜北の7区連名区長会からの悪臭対策による要望が出されたが、●●●●●の約束により連名による要望は取り下げられ、市の法令違反は放置されたままである。また、市自らが約束した宇ノ気南部地区の悪臭も苦情が少ないことから悪臭測定さえもされず、市民の苦しみを全く理解されていない。かほく市に法令違反の事実を認めることを求める。
- ・ 今回の本件請求に関して、訴えているのは法令違反であるが、悪臭に苦しんでいる区民は決して特別な感覚の人ではなく、個人差により臭いと訴えているのでもない。市職員や測定業者でも同じように臭いと感じている状況であり、正しい測定で客観的な数値を求める。
- ・ 市の悪臭法令違反について一番の被害者は悪臭発生元の事業者だと認識している。法令違反の測定結果から事業者に正確な情報が伝わらず、事業者は手の打ちようがない。そして適切な指導も受けられないまま●●に至ろうとしている。
- ・ なお、素人が法令の判断をすることは本来適切ではないと考えているが、市より間違っただけであればその旨の理由を付けて回答を期待していたが、市からの回答は理由不明の回答ばかりである。この住民監査請求では、どのような結果であれ、理由を明確にした回答を求める。

4 関係職員等の陳述

令和元年11月14日に関係職員に陳述の機会を設けたところ、次の陳述書が提出された。出席した関係職員は次のとおりである。

市民生活部長、市民生活部防災環境対策課長、市民生活部防災環境対策課環境対策係長

陳述概要

職員措置請求書において指摘されている「臭気測定が気象条件、測定結果から通達通りに実施されていない」及び「規制値の見直しをしていないのは通達どおりの対応ではない」の2点

について、いずれも、措置請求を受ける理由がない。

(1) 「臭気測定が気象条件、測定結果から通達通りに実施されていない」という指摘について

- ・ 環境庁大気保全局長通達「悪臭物質の測定の方法の一部改正について」（平成5年9月8日環大特第95号。以下「悪臭防止法施行通達第95号」という。）には、「被害が発生したときと同等又は類似しているとみとめられる強さの臭気を感じられること」において試料採取することが示されているが、この前段には、『悪臭防止法の施行について』（昭和47年8月31日付け環大特第48号環境庁大気保全局長通知。以下「悪臭防止法施行通知第48号」という。）記の第5の（1）及び（2）に示された場合及び地点において、との条件が付されている。
- ・ 悪臭防止法施行通知第48号において示されている臭気測定の条件は、「事業場の操業状況、気象状況等が生活環境に係る被害が発生したときの状況と同等もしくは類似していると認められる場合」とされており、この点について、市は、生活環境に係る被害の原因となる悪臭が最も強く発生するのが、事業場の操業状況から判断して日中であると判断している。
- ・ 請求人が提出した参考資料によれば、夜間の悪臭問題は、臭気が滞留することで発生し、「臭気は塊のまま減衰しながら移動している」とされている。そうであれば、請求人が臭気を観測したときには、既に事業場周辺では臭気の塊が存在しないことも十分考えられる。
- ・ 悪臭防止法施行通知第48号において示されている測定場所の条件は、最も臭気が強くなる地点として「事業場の敷地境界線からおおむね10メートル以内の地点の地上2メートル以内」とされている。臭気が移動するときは、拡散こそすれ、元の臭気以上に濃縮されることは極めて考えにくい。
- ・ 請求人は、夜間の悪臭について「8日に1回程度の10回のみ日没に観測できただけで、10分後には悪臭が消えることもあるほど変化の激しいもの」とであると指摘している。そうであれば、夜間は悪臭が常態化しているのかということについて疑問が生じる。市による日常的な観測では、日中こそが悪臭が常態化しているという判断をしている。
- ・ 悪臭発生の頻度、悪臭の強さから、日中こそが「事業場の操業状況、気象状況等が生活環境に係る被害が発生したときの状況と同等もしくは類似していると認められる場合」に該当すると判断し、平成22年から平成29年までは日中に臭気測定を行ってきた。この点において、夕方以降の臭気測定が必要であると主張する請求人とは根本から異なる見解を持っている。
- ・ 平成30年度に夜間に臭気測定を行うに至ったのは、あくまでも周辺地区からの要望に応えたことによるものである。

- ・平成30年度夜間の臭気測定において日中よりも高い測定結果が出なかったことについては、むしろ評価をしている。
- ・臭気の見方は、一人ひとり異なるものである。悪臭法では、「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であつて政令で定めるもの」を特定悪臭物質とし、その濃度について規制基準が設けられている。一人ひとり異なる体感を客観的な数値として規制するということが法の趣旨であると考えられる。
- ・請求人の主張する「特定悪臭物質が未検出であるから通達違反である」という論理をとるならば、逆に言えば、「測定結果がどのような数値を示せば、適正な測定であったと言えるのか」という論争につながりかねない。
- ・臭気測定は、「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月30日環境庁告示第9号)に定める手順に従い適正に行われている。測定結果が、請求人が想定していたものとは異なることをもって、測定が不適切に行われたことの証明とすることはできない。
- ・平成30年度の夜間の臭気測定実施にあたって、恣意的に大気が安定下でない状態で測定したということではなく、請求人の求める条件で測定を行った。
- ・平成30年度の試料採取は、「気温：29.2℃、風速：1.6m、東の風、時刻：午後8時15分」の条件で実施した。
- ・アメダスのデータでは当日の最高気温は38.4℃を記録しており、試料採取時の気温とは大きな差がある。このことから、試料採取時は、請求人が、悪臭問題が発生しやすいと主張する「大気が安定状態」になる条件(放射冷却により地面に近い空気が冷え、相対的に高い地点の気温が高くなることにより大気が安定する)と合致していると考えられる。
- ・風速は1.6mであり、強風とは言えない。なお、風速は10分間の平均値であり、請求人が言う「瞬間的な値を捉えたもの」ではない。
- ・以上により、平成30年度臭気測定は、請求人が必要だと指摘している大気の安定下で実施したと判断している。

(2) 「臭気規制値の見直しをしていないのは通達どおりの対応ではない」という指摘について

- ・請求人が引き合いに出している、環境事務次官通達「悪臭防止法の施行について」(昭和47年6月7日環大特第31号。以下「悪臭防止法施行通達第31号」という。)からは、今回のような事例において規制値の見直しが必要という趣旨の記載は読み取れない。市は通達に基づき、臭気の規制地域及び規制基準を定めており、基準値の見直しの必要はないと判断している。
- ・石川県では、A地域とB地域という規制地域を設け、通達に示されている規制基準の範囲

の中で、規制地域ごとに特定悪臭物質の濃度による規制基準が設けられている（A地域がより厳しい規制）。

- ・ かほく市は住宅地域、農業地域、工業地域が混在しており、そういった実情を鑑みて、山間部を除く全域をB地域に指定している。七窪豚舎周辺は、都市計画の用途地域の指定はなく農業地域に相当することから、規制地域を現状よりも厳しいA地域に見直しをする正当な理由はない。あえて、七窪豚舎までを含めてA地域に指定すれば、それこそ「裁量権の濫用」になりかねない。
- ・ 市が実施した臭気測定では、これまで1度だけ、硫化水素の濃度がA地域の基準値を超えたことがある。これは、過去10回の測定のうち、平成27年の測定において記録されたものであり、その後は小康状態にある。仮に、七窪豚舎周辺をA地域に指定したとしても、現状では規制基準値以下の結果が続くことが予想される。本件請求の趣旨からすれば、「悪臭についての苦情がある以上、規制値以下の測定結果が出ることはあり得ない」ということになるが、法令における最も厳しい規制基準値がA地域の規制基準値であるため、請求人が指摘する「苦情に対する規制値以下の測定」が続くことになる。それで、請求人は納得できるのかという疑問が生じる。納得できないとして、国通達以上に厳しい規制基準を設けるとすれば、これも「裁量権の濫用」となるのではないか。
- ・ 請求人は、七窪区の悪臭に関するアンケート結果を根拠として規制基準の見直しを主張している。市はアンケート結果を否定するつもりはない。ただし、どんなに弱い臭いであっても、糞や尿の臭いは不快に感じるものであり、不満の感想を持つのは当然であるということは考慮しなければいけない。請求人の要求を満たす規制基準は、無臭状態以外ありえないとも考えられるが、畜産業である以上、無臭になることはあり得ない。

(3) その他臭気問題に関する市の陳述について

- ・ 市は悪臭が発生していないと主張したことはない。悪臭は発生しているが、その原因となる物質の濃度が規制基準値以下であるため、その事業所が違法状態にないという立場をとっている。
- ・ 悪臭法の規定では、改善等の勧告は、あくまでも、「悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において」できるものであり、規制基準に適合している事業所に対して行うことは法に反した行為となる。七窪豚舎の臭気測定結果は基準値以下であるため、改善等の勧告はできないが、事業者に対してはお願いという形で悪臭低減の取り組みを働きかけてきている。市も悪臭低減の新技术についての情報を収集し、事業者に対して情報提供を行うなどの取り組みも行ってきた。
- ・ 事業者は、対応すべきことは対応してきており、その結果として現状の数値に抑えられて

いると言え、市として事業者の悪臭問題への取り組みを高く評価している。

- ・ 請求人は、市の姿勢について「これまで苦情は有るものの長年の事業活動で市に多大な貢献をし法令を遵守して来たという事業者の強い自信と誇りを奪いかねないもの」と断じているが、このようなことは決してない。
- ・ 市と事業者は対話を重ね、悪臭問題の是正に取り組んできた。市は、悪臭法の定めに基づき臭気測定を実施することで、事業者が適法な操業を行っていることを確認してきた。市の対応は、事業者の誇りを守ることに繋がっている。
- ・ 請求人の主張する規制基準の見直しは、適正な操業を行っている事業所を、規制を厳しくすることにより違法状態にすることにつながりかねない。これは特定の事業者を狙い撃ちした規制強化になり、「裁量権の濫用」に当たる。このことが、請求人が述べる「これまで苦情は有るものの長年の事業活動で市に多大な貢献をし法令を遵守して来たという事業者の強い自信と誇りを奪いかねないもの」に当たるのではないか。

5 関係人の陳述

令和元年11月5日に本件調査を実施した株式会社エオネックスの職員 A氏、B氏 より臭気調査について関係人の調査を実施した。

(1) 本件調査について

- ・ 平成30年8月23日20時15分に測定を実施した。
- ・ 採取にあたっては、事前に採取場所の選定や気象状況（天候、風向、風速）、時間帯についてかほく市と天気予報の数値を見ながら協議し、日程を決めている。
- ・ 当日も現場に行き気象状況を確認したうえで測定できるかを判断している。
- ・ 施設の稼働時、一番作業する時間帯に臭いが強くなるので、その時間を狙っている。発生源で作業をしないと強い臭いは出てこない。
- ・ 季節的な要因もあり、夏場が臭いの発生しやすい状況となるので、夏場の暑い日の日中に測定している。それを測定の基本としている。
- ・ 今回の測定はかほく市から夜間に行ってほしいと依頼があり実施したものである。夜間の依頼は平成30年度が初めてと記憶している。
- ・ 臭気調査は、発生源の敷地境界で毎年最も臭いが強い場所を選んで測定している。
- ・ 他自治体でも委託を受けており、基本的に昼間に測定している。受託団体は今年度でいうと4～5自治体ぐらいである。
- ・ 請求人はアメダスのデータを挙げているが、アメダスの測定場所の天候と実際の臭気測定場所の天候は異なる。

- ・ 調査にあたり気象庁などから出ている天候、風速を事前に調べてから、現地へ行き、最終的には現地での判断となる。
- ・ データとしては、臭気測定時に現地で測っているものしかない。

(2) 通達「被害が発生した時と同等または類似していると認められる状況」について

- ・ 夜間に臭いが発生したという事だが、被害が発生した日の天候を私達は把握していない。
- ・ 規制対象として測定場所となるのは敷地境界であり、請求人が言う夜間に臭いが発生した場所とは異なる。
- ・ 今回夜間に敷地境界で測定をしているが、請求人が測定した臭いがしたという場所に到達した臭いがいつ発生したものなのかということは、発生状況に関係すると思われる。
- ・ 通達の「被害が発生した時と同等または類似していると認められる状況」とあるが、臭いの強い時というのは常にモニタリングしていないと分からない。日々の操業のやり方、季節でも違ってくる。臭気調査をする立場から考え方を言うと、日中操業している時が最も臭いであろうということで測定をしている。
- ・ 請求人の自宅で最も臭いが強いと感じた時には、施設では臭いが発生し終わっている。そのタイミングは一致しないので、施設敷地内で臭いが強い時（時間帯、気象条件）を選定して測定している。
- ・ 測定場所の指定があれば測定できるが、この場所で一番臭い時を採取してほしいと言われても難しい。

(3) 「その変動状況をあらかじめ数分間確認したうえで、当該臭気が感じられるときに、試料ガスを採取すること」について

- ・ 現地で臭いの採取をする時、環境計量士または臭気判定士という国家資格を持つ人が現地で臭いをかいでいる。
- ・ 臭いを感じて最も強いと感じた時に測定を開始している。
- ・ 測定場所の選定時にも臭いを嗅ぎ、実際に測定する時にも臭いを嗅いでいる。

(4) 「いぶし型」天候について

- ・ 臭気測定時に今が「いぶし型」天候かどうかは、現場にいる状況では分からない。
- ・ 天候や風向、風速等の正確な気象は測定実施後でないと分からない。
- ・ 悪臭の測定場所となるのは基本的に敷地境界である。
- ・ 夜間に臭いがするのは風の影響もあると思われるが、臭いに関しては「複合臭」というものがあり、周囲の色々な臭いが混ざってしまうということもある。臭いの発生源が今の施設

だけかどうかは判断しかねる。空気が溜まるというのであれば、他の臭いも溜まると考えられる。

- ・ 臭気測定を行う際の風速の基準はないが、臭いを観測するものなので、風が強い日には測定は行わない。現場での測定した風速は1.6 m/sであったため、測定を行った。

(5) 臭気指数、臭気強度について

- ・ 臭気指数の測定方法は、現地の空気を採取し社内に持ち帰り、6人のパネラーに3つの袋（1つの袋に希釈した現地の空気を入れる）をかいでもらい、どれが臭うかを選んでもらう。正答率が高いほど、臭気指数は大きくなる。パネラーには特に資格は必要ないが、事前に5種類ほどの臭いをかいでもらう試験を複数回実施し、より平均的な鼻を持つ人を選んでいる。
- ・ 臭気強度は、臭いをかいで測定しているので、個人差はあるが誰にでもできる。臭気強度には6段階あり、強度3～4は「容易に感じられる臭い」ということである。
- ・ 臭気強度は人の感覚で結果に差が出てしまうので、客観的で規制対象になる臭気指数を導入する自治体が増えている。

6 論点整理

本件請求に記載されている事項、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述内容等を総合的に判断し、違法、不当な行為があるか否かについて監査を実施するため、次のとおり論点を整理した。

- (1) 本件調査が悪臭防止法施行通知第48号及び悪臭防止法施行通達第95号の規定する測定方法、気象条件から逸脱していないか。
- (2) 悪臭防止法施行通達第31号に基づき規制値の見直しを必要とするか否か。また、市は不要として通達通りに対応しないことは裁量権の濫用であるか否か。

第3 監査の結果

本件請求については、監査委員2名の合議により次のとおり決定した。

(1) 本件調査に伴う公金の支出について

当該公金の支出については、その支出を取消するような違法性はないものと判断し、本件請求中当該部分を棄却する。

(2) 規制値の見直しについて

本件請求中当該部分は、住民監査請求が対象とする財務会計上の行為とは認められないことから、これを却下する。

1 事実関係の確認

(1) 公金の支出について

かほく市は、平成30年8月7日に株式会社エオネックスとの間で「かほく市環境調査業務委託契約」を締結し、平成30年8月7日に着手し12月21日に完了しているが、そのうち臭気分析費として221,000円(税別)を平成31年1月15日に株式会社エオネックスに支出している。

(2) 臭気調査について

上記委託契約を受け株式会社エオネックスは、加茂田橋付近(七窪)において平成30年8月23日20時15分に試料を採取し、計量法に基づき測定し、平成30年12月21日にその結果をかほく市に報告した。

2 判 断

(1) 公金の支出について

請求人が求める措置請求の中核部分は、平成30年8月23日20時15分の試料採取が悪臭防止法施行通知第48号、悪臭防止法施行通達第95号に規定する「同等もしくは類似」の範囲内か否かの判断にある。

悪臭防止法施行通知第48号中第5-(1)では「気象状況等が生活環境に係る被害が発生したときの状況と同等もしくは類似」と規定しており、検査者の専門的知見により、大気状況が被害を発生せしめる可能性に足る状況かを判断し、試料を採取すれば足りることであり、当該採取ガスが事業所から一定の距離がある請求人居住地に悪臭被害を及ぼすか否かの検証

を求めたものでもないし、請求人が臭気を感じた真にその時に請求人居住地で試料採取を義務付けたものでもなく、気象状況等の類似性を求めたものである。

当日の採取現場での気象状況は、天候は晴、気温29.2℃、風速1.6m/sの東風、湿度65%という状況であったが、この状況下での臭気発生事業場敷地境界線における採取に違法と断じるような瑕疵があったとは認められない。

(2) 臭気調査について

規制地域の設定変更及び規制値の見直しは、かほく市の都市計画又はまちづくり構想と密接に関わる事柄であり、法第242条第1項に基づく住民監査制度が対象とする財務会計上の行為等とは峻別されなければならない。

第4 付 言

1 請求人に向けて

先の「監査の結果」に述べた通り、公金の違法な支出は認められないものだが、そもそも住民監査請求の目的とするところは、公金の違法・不当な支出・賦課・徴収若しくは怠る事実を正し、財務の健全性を確保するところにあるが、請求人は違法な公金の支出の現状回復に止どまらず、むしろそれをテコとして悪臭苦情申立者と事業者との紛争を解決するための一助とすることにあるように思われる。

今般の事案については、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づくあっ旋、調停、仲裁を求めるべく石川県公害審査会にその解決を要請することが、法律の準備した公害解決の方法と考える。

2 かほく市に向けて

七窪区豚舎悪臭について、周辺地区からの要望を受け、平成22年3月に専門機関による臭気測定を実施して以来、10年が経過しようとしている。

かほく市が今後一層都市化されるとともに、地区住民と立地企業との軋轢が増えることが考えられる。

公害苦情を処理・解決するために公害紛争処理法が施行され、公害紛争処理制度が設けられ、同法第49条において公害苦情の適切な処理のため、各自治体に公害情報苦情相談員を置くことができること規定している。

公害の苦情処理は、まずもって市町村の公害情報苦情相談窓口に持ち込まれることから、必要に応じ苦情相談員の設置等を検討することや、苦情解決に向けた取り組みとして、苦情申立

者と事業者間の話し合いの場を提供すること、関係機関に専門的な知識、技術等の協力を求めることも必要である。また、施設の改善が必要となった事業者に対しては、石川県が設ける環境保全資金の融資制度を活用した環境保全のためのあっ旋等、公害苦情解決のためのノウハウの蓄積に努められたい。

かほく市職員措置請求書

市民部長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

- (1) 平成30年8月7日～12月21日の期間に加茂田橋付近（七窪）の臭気調査（悪臭測定）を含む「かほく市環境調査業務委託」が履行された結果、業務が適正に完了したとして平成31年1月15日に市民部長は公金221,000円を臭気分析費として支出し委託業者に支払っています《添付書類3》
- (2) 悪臭防止法第12条で定める業者に委託した臭気調査（悪臭測定）は、悪臭測定サンプル捕集時の気象条件（大気が安定でない）、測定結果（悪臭物質未検出）から通達《添付書類6/S47年環大特48号、H5年環大特95号》の指示（苦情発生時と同等又は類似している強さの臭気を確認しての測定サンプル捕集）通りに実施されていないのが明らかである。

また、仮に市の法令通りとの主張《添付書類10、12/各市の回答》が正しいとすると、通達《添付書類6/S47年環大特31号》では規制値の見直しを必要としているが、市は不要との見解《添付書類10/市の回答》であり通達通りに対応していない。

いずれも、指示通達通りに対応していないことは、裁量権の濫用であり、違法であるのに、再臭気調査（悪臭測定）を指示する等の措置をとらないままに業務を適正に完了したとして、臭気調査（悪臭測定）費用として公金が支出《添付書類3》されています。
- (3) 法令通りでない臭気調査（悪臭測定）及び調査（測定）後対応に対してH30年度に公金が無駄に支出されていることと、このままでは令和元年度も同じ指示通達違反の臭気調査（悪臭測定）が繰返され前年度同様の公金が臭気分析費《添付書類3》として無駄に支出されることが予測される。
- (4) 令和元年度の臭気調査（悪臭測定）に対する公金支出を行う前に悪臭測定が指示通達通りに実施され苦情発生時と同等と判断できる測定値となっていることを確認し、必要な場合には法令通りの方法で再測定を行うよう、監査委員は市長に勧告することを請求します。

2 請求者

住所 かほく市

氏名 (省略)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて、必要な措置を請求します。

令和元年10月3日

かほく市監査委員 あて